○文部科学省告示第七十七号

平成二十九年度学校図書館司書教諭講習実施要項について、学校図書館司書教諭講習規程（昭和二十九年文部省令第二十一号）第七条の規定により、次のように告示する。

平成二十九年五月二十四日

文部科学大臣　松野　博一

平成二十九年度学校図書館司書教諭講習実施要項

一　受講資格　次のいずれかに該当する者であること。

イ　教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）に定める小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭の免許状を有する者

ロ　大学に二年以上在学する学生で六十二単位以上を修得した者

二　講習実施機関　別表Ⅰのとおり。

三　講習開催場所　〃

四　講習期間　〃

五　定員　〃

六　講習実施事務局（受講申込先）　〃

七　受講申込期間　〃

八　開講科目　〃

九　申込方法

イ　受講希望者のうち第一号イに該当する者は(1)及び(2)に、同号ロに該当する者は(1)及び(3)に掲げる書類を受講申込期間中に講習を受けようとする講習実施事務局（受講申込先）へ提出すること。

(1)　別表Ⅱの様式による学校図書館司書教諭講習申込書

(2)　第一号イに定める教諭の免許状を有する旨の当該免許状の授与権者の証明書（現に小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教諭の職にある者にあっては、その有する教諭の免許状の写しに原本と相違ない旨のその所属する学校長の証明を付したもので替えることができる。）

(3)　大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得した旨の証明書

ロ　受講希望者のうち学校図書館司書教諭講習規程（昭和二十九年文部省令第二十一号。以下「規程」という。）第三条第一項の講習科目の一部を修得した者及び同条第二項の規定により同条第一項の講習科目の一部の単位を修得したものとすることができる者は、その旨の証明書を添付すること。

ハ　受講資格を有する者のうち規程第三条第二項の規定により同条第一項に規定する講習科目の全部に相当する単位を修得したものとすることができる者は、イ及びロと同様の手続をすること。

十　その他　以上のほか、講習の実施に関し必要な事項については、講習実施機関が定め、受講者に直接通知する。

別表Ⅰ

講習実施機関	講習開催場所	講習期間	定員	講習実施事務局（受講申込先）	受講申込期間	開講科目
北海道教育大学	北海道教育大学教育学部旭川校 北海道旭川市北門町９丁目 電話　0166－59－1229	7月28日 ～ 8月18日	30	北海道教育大学教育学部旭川校 〒070－8621　北海道旭川市北門町９丁目 電話　0166－59－1229	6月5日 ～ 6月16日	全科目
弘前大学	弘前大学 青森県弘前市文京町１番地 電話　0172－39－3136	8月17日 ～ 8月23日	20	弘前大学学務部教務課 〒036－8560　青森県弘前市文京町１番地 電話　0172－39－3136	6月12日 ～ 6月23日	A
宮城教育大学	宮城教育大学 宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉149 電話　022－214－3654	7月30日 ～ 8月10日	100	宮城教育大学教務課大学院教務係 〒980－0845　宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉149 電話　022－214－3654	6月1日 ～ 6月14日	AB
山形大学	山形大学小白川キャンパス 山形県山形市小白川町１丁目４番12号 電話　023－628－4405	8月22日 ～ 8月25日	50	山形大学小白川キャンパス事務部教務課学務担当 〒990－8560　山形県山形市小白川町１丁目４番12号 電話　023－628－4405	6月9日 ～ 6月20日	B
福島大学	福島大学 福島県福島市金谷川１番地 電話　024－548－8017	8月1日 ～ 8月22日	80	福島大学教務課 〒960－1296　福島県福島市金谷川１番地 電話　024－548－8017	6月1日 ～ 6月21日	BD
筑波大学	筑波大学筑波キャンパス春日エリア 茨城県つくば市春日１丁目２ 電話　029－859－1051	7月25日 ～ 8月9日	70	筑波大学図書館情報エリア支援室（総務） 〒305－8550　茨城県つくば市春日１丁目２ 電話　029－859－1051	5月19日 ～ 6月2日	ABE
作新学院大学	作新学院大学 栃木県宇都宮市竹下町908番地 電話　028－667－7111	8月7日 ～ 8月22日	45 ～ 100	作新学院大学事務局教務課 〒321－3295　栃木県宇都宮市竹下町908番地 電話　028－670－3642	6月5日 ～ 6月16日	AE